

## 柏崎市における市税の状況

### 1 市税の推移

過去 20 年間の市税の推移をみると、経済の成長と連動するとともに、原子力発電所の営業運転を開始した翌年度から、それぞれ固定資産税償却資産の大幅な増収により市税収入が増額しています（表 1）。（1号機の営業運転開始が平成 60 年、2号機が平成 2 年、3号機が平成 5 年、4号機が平成 6 年）

しかしながら、償却資産の減価償却（15 年間）により平成 7 年には市税収入の 52% を占めたものの、この年をピークに減収傾向にあります（表 2）。

表 3 のこれからの固定資産税の全体分及び東電分の見込みをみると、ピーク時の平成 7 年と比較して、平成 22 年には全体で 1/2 に、東電分は 1/4 まで減少することがわかります。

表 1 過去 20 年間の歳入に占める市税の割合

単位：千円

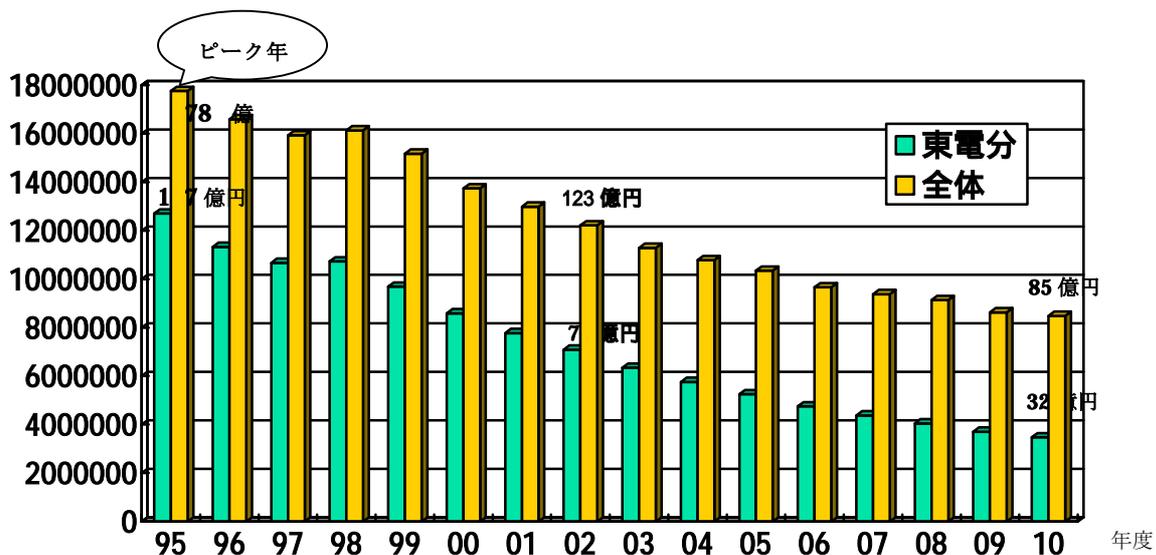
区 分	一般会計決算額	市税収入合計	歳入に占める市税の割合 (%)
昭和 58 年度	20,687,787	7,539,369	36.5
昭和 59 年度	20,926,559	7,956,461	38.0
昭和 60 年度	24,069,786	8,896,377	37.0
昭和 61 年度	26,346,676	14,487,216	55.0
昭和 62 年度	26,851,288	14,622,377	54.4
昭和 63 年度	24,404,827	14,123,957	57.9
平成元年度	26,910,818	14,322,042	53.2
平成 2 年度	31,326,760	14,615,451	46.7
平成 3 年度	33,883,624	18,831,384	55.6
平成 4 年度	35,514,455	18,509,329	52.1
平成 5 年度	38,598,261	18,302,171	47.4
平成 6 年度	39,360,526	21,048,892	53.5
平成 7 年度	44,398,669	24,415,539	55.0
平成 8 年度	40,350,412	22,950,400	56.9
平成 9 年度	40,484,197	22,687,347	55.8
平成 10 年度	43,566,433	22,140,181	50.8
平成 11 年度	43,055,346	21,001,672	48.8
平成 12 年度	38,892,055	19,432,527	50.0
平成 13 年度	39,168,733	18,792,482	48.0
平成 14 年度	37,544,395	17,813,105	47.4

表2 過去20年間の原子力発電所に係る固定資産税税収

単位：千円

区分	土地	家屋	償却資産	合計税額	市税収入に占める割合(%)
昭和58年度	40,379	13,528	2,309	56,216	0.7
昭和59年度	64,118	20,982	2,184	87,284	1.1
昭和60年度	89,717	478,136	54,558	622,411	7.0
昭和61年度	110,213	480,478	5,121,281	5,711,972	39.4
昭和62年度	128,265	491,939	4,614,425	5,234,629	35.8
昭和63年度	133,995	485,301	4,032,327	4,651,623	32.9
平成元年度	134,920	488,475	3,792,359	4,415,754	30.8
平成2年度	134,928	914,246	3,384,683	4,433,857	30.3
平成3年度	144,391	926,648	7,194,215	8,265,254	43.9
平成4年度	148,357	927,079	6,175,325	7,250,761	39.2
平成5年度	148,359	1,313,814	5,429,899	6,891,872	37.7
平成6年度	155,836	1,687,620	8,302,288	10,145,722	48.2
平成7年度	163,638	1,714,765	10,828,608	12,705,011	52.0
平成8年度	167,744	1,759,700	9,403,951	11,331,395	49.4
平成9年度	169,209	1,697,529	8,804,405	10,671,143	47.0
平成10年度	174,093	1,708,412	8,851,581	10,734,086	48.5
平成11年度	174,149	1,708,453	7,812,851	9,695,453	46.2
平成12年度	174,204	1,555,186	6,859,553	8,588,943	44.2
平成13年度	174,270	1,551,655	6,049,151	7,775,076	41.4
平成14年度	174,096	1,551,753	5,363,263	7,089,112	39.8

表3 今後の原子力発電所に係る固定資産税税収推移



## 2 財政状況

### (1) 全般的状況

原子力発電所に係る固定資産税は、平成7年度をピークに減少しており、平成12年度からは普通交付税の不交付団体から交付団体となっています。

また、長引く景気の低迷による企業の相次ぐ倒産、大型企業の市外への撤退や国の政策的な減税、徴収率の低下等により、市税収入は減少し、一般財源も年々減少しています。

これに対し、少子・高齢化の急速な進行や、高度情報通信社会の到来とそれに伴う経済のグローバル化の進展、地球的環境問題の顕在化、市民意識の多様化など、社会・経済情勢の変化に伴って様ような行政課題が生じています。

このような状況の中で、当初予算要求の際には要求基準を設定し、事務事業内容を精査し、スクラップアンドビルドを行うとともに、優先事業の絞込みを行い、経費の削減を図っているところです。

一方、原子力発電所の立地に伴い、電源立地促進対策交付金をはじめ各種交付金が交付されることにより、各種ハード整備を行うとともに、近年においては運営費などにも充当されています。

しかしながら、電源立地促進対策交付金の交付が平成14年度で終了するとともに、固定資産税が減少している状況において、各種交付金だけでは原子力発電所の立地に伴う財政需要を賄いきれなくなっています。

### (2) 歳入の減少と原子力発電所対策に係る経費の増加

原子力発電所に係る固定資産税の税収は、平成7年度の127億5千万円から減少の一途をたどり、平成15年度当初予算においては、62億6千万にまで落ち込んでいます。

また、長引く不況により固定資産税以外の税収についても増加が見込めない状況にあります。

これらの税収入は一般財源であることから、市民が他の市町村の住民と同程度の行政サービスを楽しむための財源である。したがって、これらの財源がそれ以外の財政需要を充足するために使用されることは、市民サービスの低下にもつながるものです。

また、原子力発電所の稼動以来18年間に、原子力発電所立地に伴う財政需要が多様化し、この行政サービスに要する費用の確保も必要になっていますが、国県の補助事業による一般財源の持ち出しや市の単独事業の増加により、財政状況は厳しさを増しています。

### (3) 各種財政指標

財政の健全化を示す各種財政指標（公債費負担比率、経常収支比率）は、悪化の傾向にあります。

具体的な内容は、次のとおりです。

## 公債費負担比率の推移

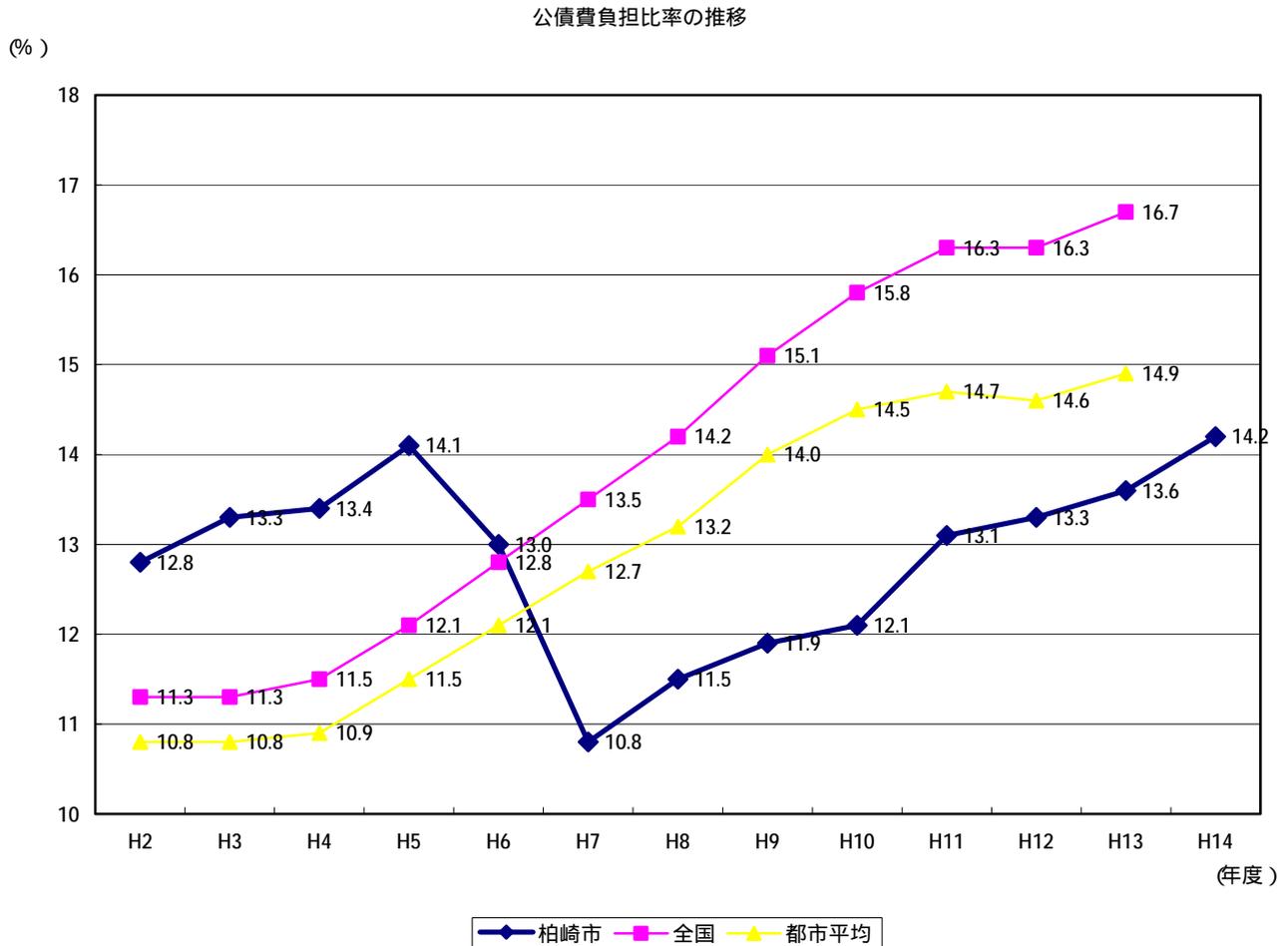
一般財源に対する公債費充当一般財源の割合を公債費負担比率といい、比率が高いほど財政運営が硬直化しているといえます。

本市は平成2年度から平成6年度までは全国水準よりも高い傾向が続きましたが、平成7年度にいったん大きく下がり、その後は全国平均よりも低いレベルで漸増傾向にあります。

公債費負担比率の推移

(単位 :%)

	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
柏崎市	12.8	13.3	13.4	14.1	13.0	10.8	11.5	11.9	12.1	13.1	13.3	13.6	14.2
全国	11.3	11.3	11.5	12.1	12.8	13.5	14.2	15.1	15.8	16.3	16.3	16.7	
都市平均	10.8	10.8	10.9	11.5	12.1	12.7	13.2	14.0	14.5	14.7	14.6	14.9	



## 経常収支比率の推移

経常一般財源歳入総額に占める経常的経費充当一般財源の割合で、財政構造の弾力性をみる指標です。

本市は、全国水準を下回っていますが、一般財源の減少傾向と公債費等義務的経費の増等により、平成14年度は平成2年度と比べると、約15%高くなっています。

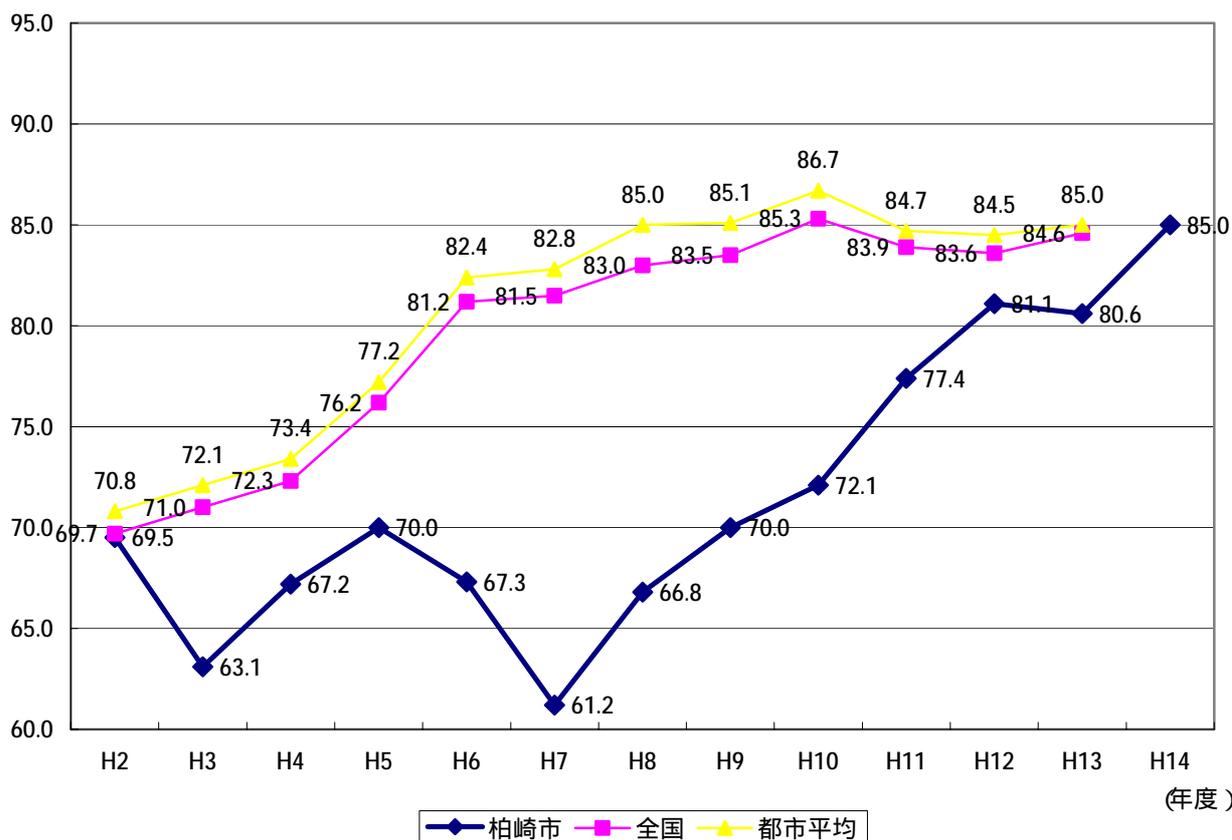
経常収支比率の推移 (普通会計決算ベース)

(単位 :%)

	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
柏崎市	69.5	63.1	67.2	70.0	67.3	61.2	66.8	70.0	72.1	77.4	81.1	80.6	85.0
全国	69.7	71.0	72.3	76.2	81.2	81.5	83.0	83.5	85.3	83.9	83.6	84.6	
都市平均	70.8	72.1	73.4	77.2	82.4	82.8	85.0	85.1	86.7	84.7	84.5	85.0	

経常収支比率の推移 (普通会計決算ベース)

(%)



## 市税収入の推移

本市の市税収入額は、平成2年度を100とすると、原子力発電所に係る固定資産税の増等により平成7年度がピークとなり、167まで上昇しました。

しかし、その後は原子力発電所に係る固定資産税の逡減と不景気による市民税等の落込みにより減少傾向にあり、平成15年度は平成3年度～5年度の税収と同程度の122にまで落ち込みました。

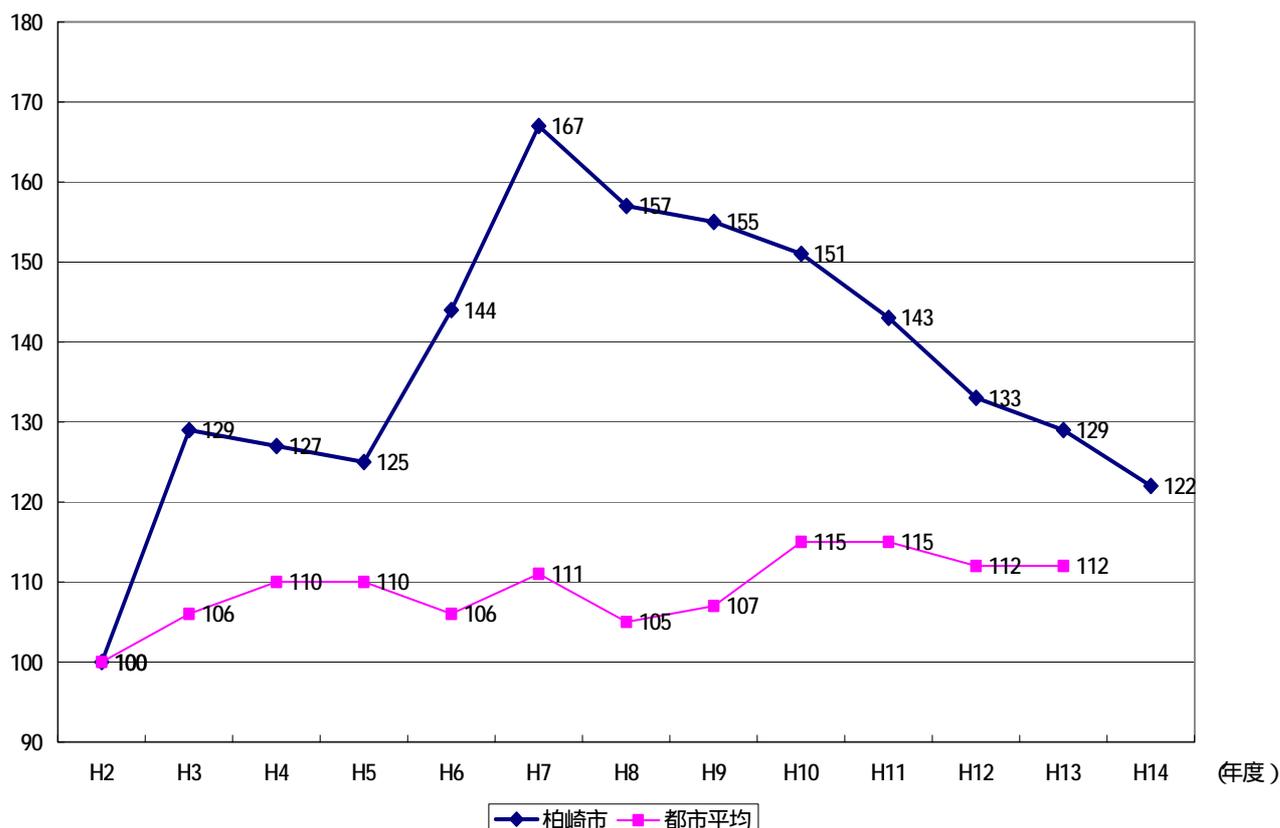
### 市税収入の推移 (決算ベース)

(単位:百万円)

	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
柏崎市	14,615	18,831	18,509	18,302	21,049	24,416	22,950	22,587	22,140	21,002	19,433	18,792	17,813
都市平均	14,274	15,078	15,651	15,743	15,117	15,820	14,929	15,232	16,448	16,370	15,944	16,056	

### 市税収入の推移 (指数 決算ベース)

(H2=100)



## 市債借入額と残高の推移、新規起債の状況

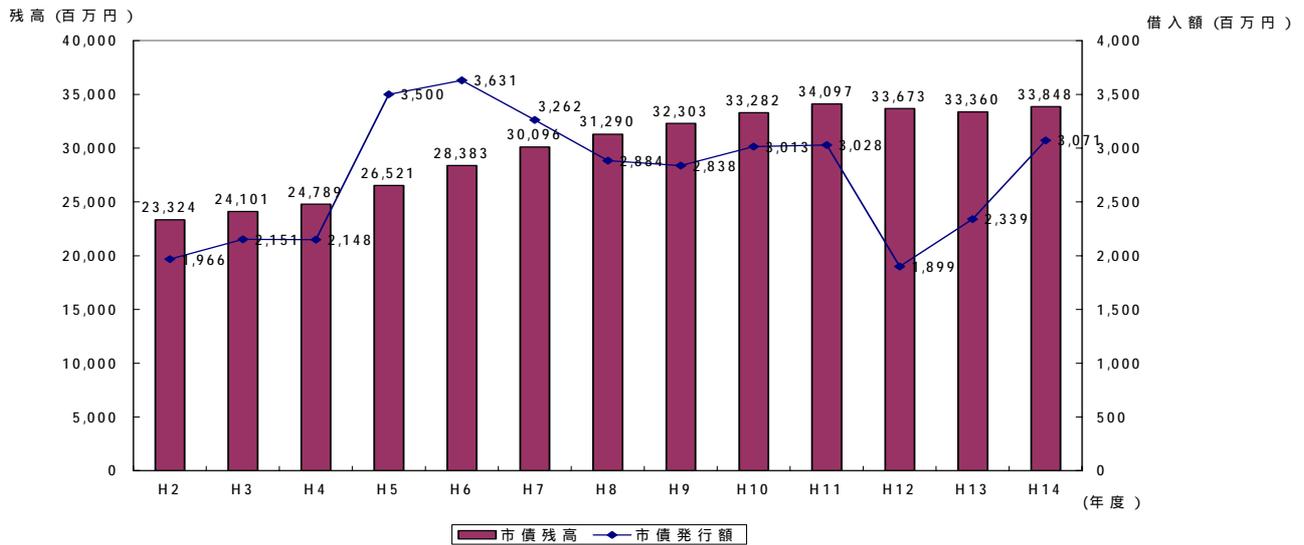
市債残高は、平成2年度以降、数次にわたる経済対策に対応するための公共事業の財源として地方債を借り入れたことや、恒久的な減税に伴う市税の減収補てんのための地方債など地方財政対策に係る特例的な地方債を借り入れたことなどにより、近年増加傾向にあります。通常の建設地方債などについては借入自己規制額を20億円と設定していますが、普通交付税の基準財政需要額の振替としての臨時財政対策債の借入が平成13年度から開始したことにより、増加傾向は続くものと見込まれます。

### 新規発行債の状況（一般会計決算ベース）

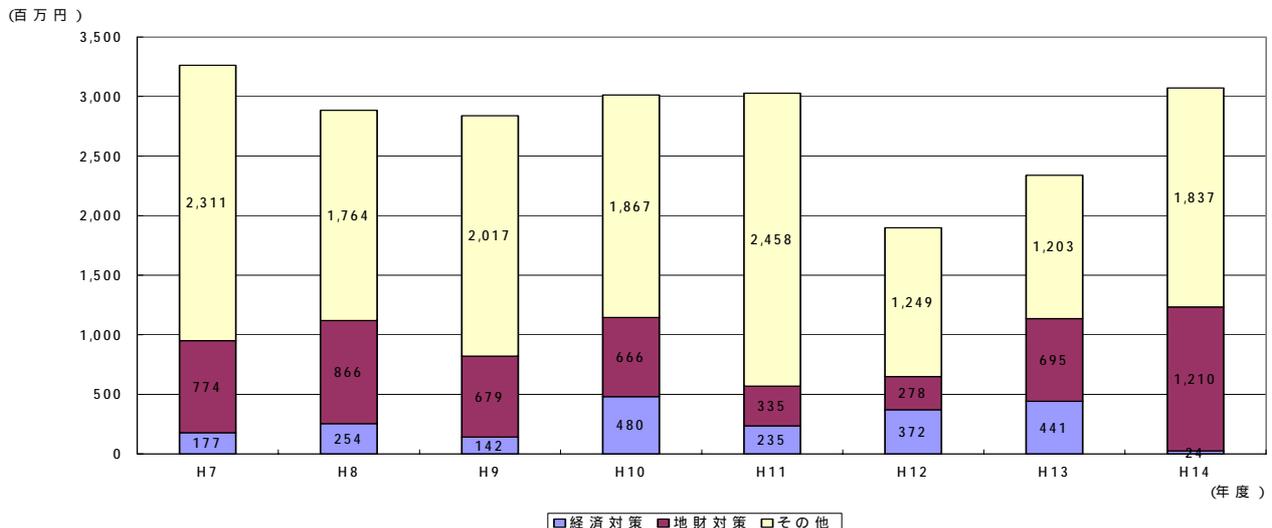
（単位：百万円）

区分	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
経済対策	177	254	142	480	235	372	441	24
地財対策	774	866	679	666	335	278	695	1,210
その他	2,311	1,764	2,017	1,867	2,458	1,249	1,203	1,837
計	3,262	2,884	2,838	3,013	3,028	1,899	2,339	3,071

地方債借入額と残高の推移（一般会計決算ベース）



新規起債の状況（一般会計決算ベース）



## 主な経費（性質別）の推移

経費別（性質別）に見ると、平成15年度（一般会計当初予算ベース）では、平成2年度と比較して大きく伸びているものとして、「補助費等」が約2.4倍、「公債費」が約1.5倍、「人件費」が約1.3倍の水準となっています。

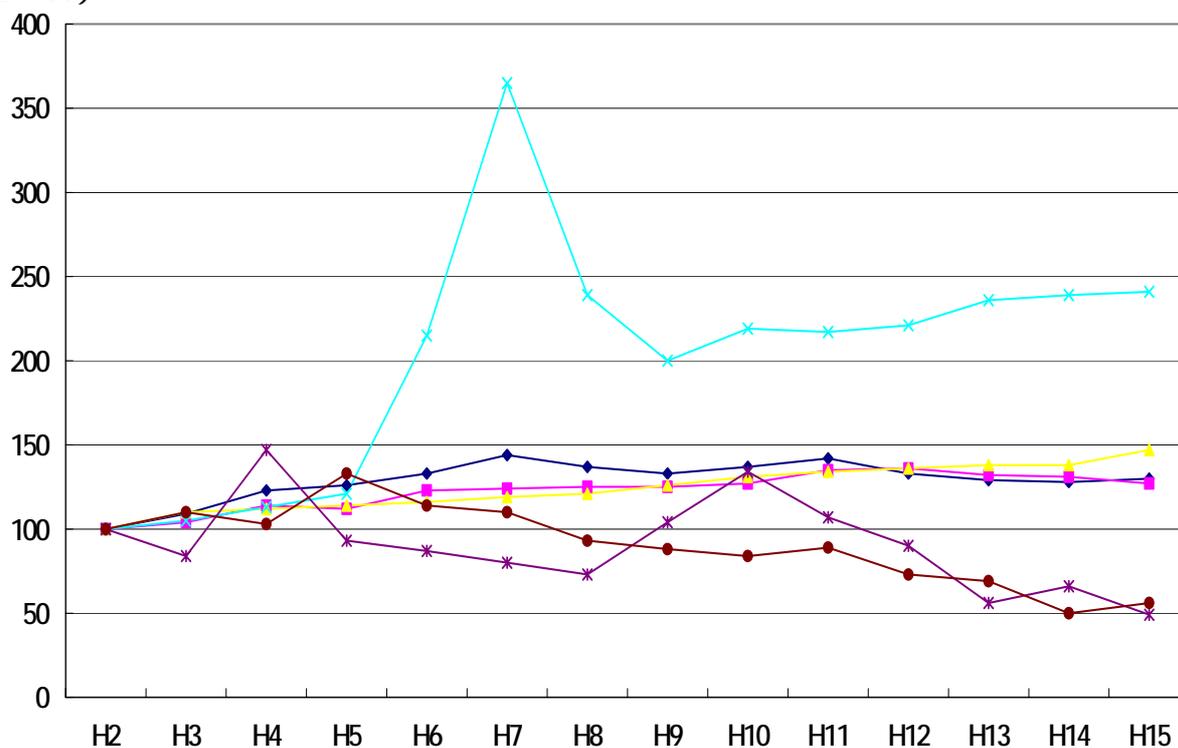
主な経費（性質別）の推移（一般会計当初予算ベース）

（単位：百万円）

区分	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
歳出合計	28,800	31,300	35,300	36,360	38,380	41,600	39,350	38,330	39,470	40,770	38,300	37,020	36,940	37,500
人件費	4,710	4,900	5,382	5,283	5,795	5,853	5,907	5,909	5,964	6,337	6,420	6,213	6,164	5,998
公債費	2,752	3,037	3,091	3,147	3,183	3,262	3,320	3,454	3,615	3,691	3,744	3,794	3,809	4,042
補助費等	1,645	1,720	1,861	1,993	3,532	6,001	3,937	3,291	3,596	3,563	3,636	3,874	3,932	3,970
普通建設事業費 補助	3,561	2,980	5,236	3,294	3,092	2,861	2,610	3,718	4,770	3,810	3,221	1,979	2,340	1,739
普通建設事業費 単独	6,755	7,420	6,925	8,999	7,721	7,456	6,311	5,958	5,667	6,045	4,927	4,692	3,399	3,754

主な経費（性質別）の推移（指数：一般会計当初予算ベース）

(H2=100)



(年度)

◆ 歳出合計 ■ 人件費 ▲ 公債費 × 補助費等 \* 普通建設事業費 補助 ● 普通建設事業費 単独

## 普通建設事業費の推移

普通建設事業費（一般会計決算ベース）は、平成2年度ベースで平成11年度まで推移していましたが、東本町まちづくり事業の完了などに伴い平成14年度は平成2年度の58%と低下しました。

補助事業・単独事業とも減少基調にあります。特に単独事業（県営事業負担金を含む。）は減少傾向にあり、平成14年度は平成2年度の48%となっています。

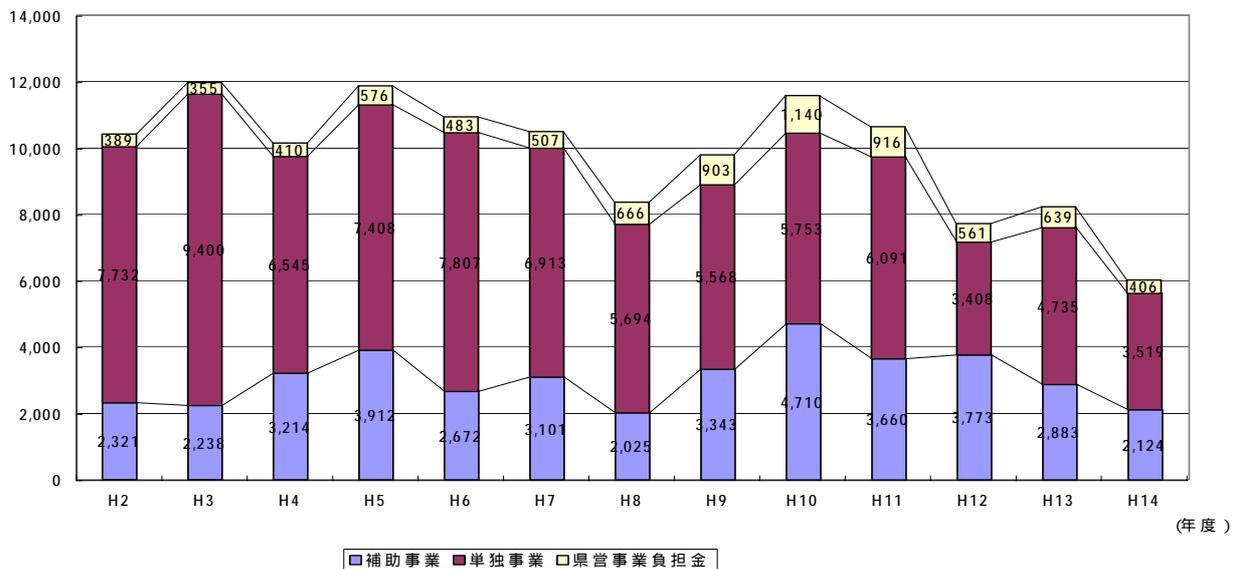
普通建設事業費の推移（一般会計決算ベース）

（単位：百万円）

区分	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
補助事業	2,321	2,238	3,214	3,912	2,672	3,101	2,025	3,343	4,710	3,660	3,773	2,883	2,124
単独事業	7,732	9,400	6,545	7,408	7,807	6,913	5,694	5,568	5,753	6,091	3,408	4,735	3,519
県営事業負担金	389	355	410	576	483	507	666	903	1,140	916	561	639	406
計	10,442	11,993	10,169	11,896	10,962	10,521	8,385	9,814	11,603	10,667	7,742	8,257	6,049

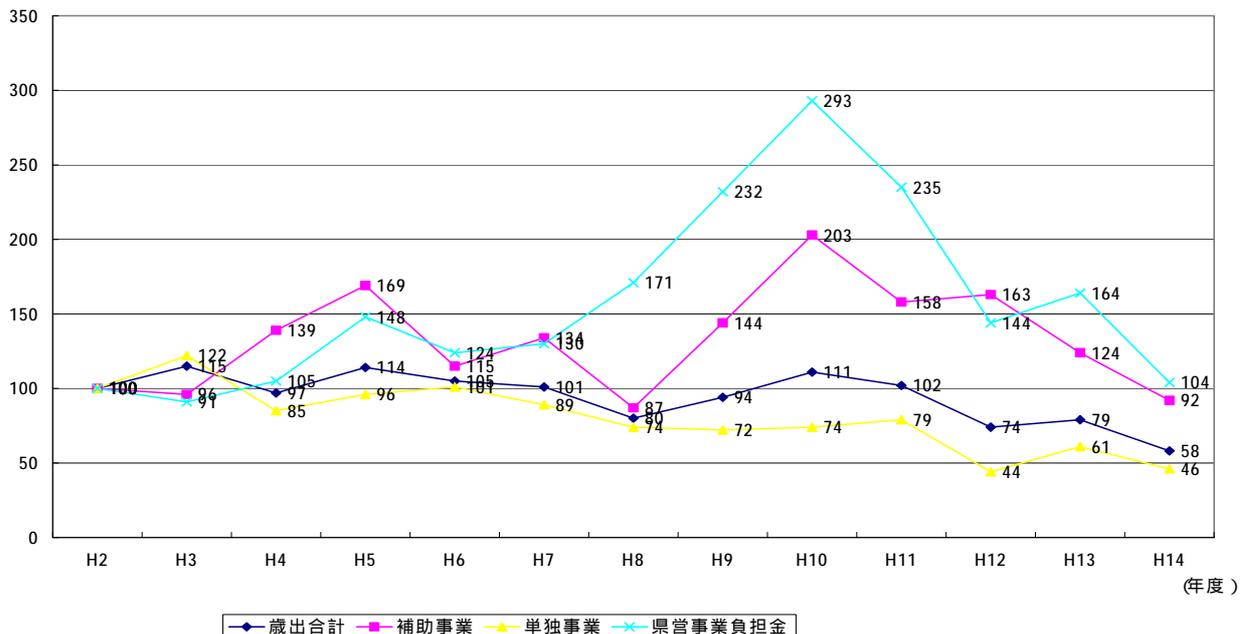
（百万円）

普通建設事業費の推移（一般会計決算ベース）



（H2=100）

普通建設事業費の推移（指数）



## 原発立地に伴う財政需要とその財源

### 1 原発立地に伴う財政需要

柏崎市と刈羽村にまたがる敷地に、7基の発電所が運転しています。昭和60年に1号機が営業運転を開始し、平成9年に全号機が完成しました。

原子力発電所の立地に伴い、①原子力施設周辺住民の安全と健康を確保するとともに、周辺地域の生活環境を保全するための安全対策、②原子力防災対策上、重要となる生活基盤の整備による民生安定対策、③原子力施設周辺の産業振興などの生業安定対策等の財政需要が生じ、更に茨城県東海村で起きたJCOの臨界事故や米同時多発テロなど起こり得ないと考えられていた事態が相次いで起きており、度重なるトラブルの発生等により、原子力発電所の安全性に対する市民の信頼が大きく揺らぎ、これまで以上に「安心」につながる安全対策の必要性が生じています。

### 2 財政需要に対する財源

#### 電源開発促進税の概要

税 目	電源開発促進税
施行年月日	昭和49年10月
納税義務者	一般電気事業者
課税物件	販売電気 (一般電気事業者が供給した電気及び自ら使用した電気)
税率	現行 1,000kw時につき445円 (平成15年10月1日から1,000kw時につき425円) (平成17年4月1日から1,000kw時につき400円) (平成19年4月1日から1,000kw時につき375円)

#### (1) 電源三法による交付金制度

交付金名	概要
1 電源立地等初期対策交付金	都道府県又は市町村へ、立地計画初期から地域おこしなどを支援。 地域振興計画の作成、福祉施設の整備、水産振興などの事業へ交付。
2 電源立地促進対策交付金	都道府県及び市町村へ、公共施設などの整備に要する費用を交付。 道路、港湾、都市公園、水道、通信施設、環境衛生施設などが対象。

3 電源立地特別交付金	<p>(原子力発電施設等周辺地域交付金枠／電力移出県等交付金枠)</p> <p>周辺地域の住民や企業へ、電気消費に対する給付金などを交付。</p> <p>また市町村や隣接市町村、都道府県へ、企業導入・産業近代化などを支援。</p>
4 原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金	<p>市町村へ地元産業の発展に寄与する施設の整備・運営を支援。</p> <p>また医療施設整備、ホームヘルパー事業などにあてる費用を交付。</p>
5 電源地域産業育成支援補助金	<p>都道府県が行う人材育成や産業活性化事業を支援。</p> <p>市町村へ、産業育成ビジョン作成、人材育成などの事業を支援</p> <p>また(財)電源地域振興センターが実施する人づくり事業などを支援。</p>
6 水力発電施設周辺地域交付金	<p>水力発電所所在の市町村へ、水力発電所周辺の施設整備費などを交付。</p> <p>道路、水道、通信施設、環境衛生施設、産業施設、広報などが対象。</p>
7 電源地域振興促進事業費補助金	<p>原子力発電所周辺地域や過疎地などの電源地域に立地する企業へ、</p> <p>低利融資の実施や各種施設の整備などに対して補助金を交付。</p>
8 原子力発電施設等立地地域産業振興特別交付金	<p>都道府県へ、周辺地域の雇用増加に結びつく産業振興事業を支援。</p> <p>産業団地造成などの直接工事費と関連公共工事に対して交付。</p>
9 電源地域工業団地造成利子補助金	<p>地方公共団体、地方開発公社、地方開発会社へ、工業団地や</p> <p>不動産業用地、教育用地の造成資金の利子補給金を交付。</p>
10 電源立地推進調整等委託費のうち電源地域振興指導事業	<p>電源地域の自助努力を支援するために、ソフト面での事業へ交付。</p> <p>各種調査、関連情報データベース作成、振興計画作成などを実施。</p>

\*1～6の交付金は、平成15年度下半期から「電源立地地域対策交付金」に統合

## (2) 原子力発電所立地地域振興特別措置法（特措法）

電源立地を促進するうえで、電源地域の振興は大きなポイントです。しかし、地域振興を図るため、地元からの要望の強い、国および国の補助事業としての公共事業については、電源三法交付金では十分に実施できないこともありました。

このことから、地元が作成した地域振興計画について、事業の選択、予算措置に関して助言、協力を行うことを目的とし、**1993年3月**、電調審の中に電源立地部会が設けられ、要対策重要電源に指定された中でも重要な地域において、地元市町村が策定する地域振興計画につき、関係省庁より助言・協力等を行ってきました。

一方、原子力発電の立地において、さらなる促進のため、**2000年12月**、議員立法による**10年間の時限立法「原子力発電施設等立地地域に関する特別措置法」**が成立、翌年**4月**に施行されました。この法律では、内閣総理大臣を議長とし、関係閣僚を構成員とする、原子力立地会議の創設が定められています。この会議において、原子力発電施設等立地地域の指定や立地地域における地域振興計画の決定等の審議を行った後、内閣総理大臣がこれらの指定や決定を行います。国は、立地地域振興計画の内容に対して、地域の防災に配慮しつつ、補助率のかさ上げ等の支援策を実施します。また、電源立地を進めるためには、地元住民の理解と協力が不可欠で、この合意形成を図るうえで地元市町村の首長等の積極的な取組がきわめて重要となります。

### 原子力立地地域振興策

#### 「原子力発電施設等立地地域」の指定

特例措置（住民生活の安全の確保のために緊急整備することが必要な道路、港湾、漁港、消防用施設、義務教育施設）

- 補助率を **5/10**→**5.5/10** へかさ上げ等
- 地方債の元利償還に対する地方交付税措置等

普遍的措置 国による財政上、金融上、税制上の措置

## (3) 核燃料税等

核燃料税は、地方自治体が自治大臣の許可を受けて道府県法定外普通税（地方税）の一つとして創設するもので、原子力電源のある道府県の条例に基づき、発電用原子炉の設置者（電力会社）に課税されます。昭和**51年**に福井県に認められたのを皮切りに、現在原子力電源のある**12**道県において施行されています。

この税収の用途は、主に道県の一般会計に組み込まれ、原子力発電所周辺地域の整備や環境保全対策、安全対策にあてられています。

概要は次のとおりです・

平成15年6月1日現在

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	13年度決算額 (百万円)
福井県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料のそう入	発電用原子炉にそう入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の10	3,541
福島県						従価割:100分の10 重量割:6,000円/kg	2,820
愛媛県						100分の7	574
佐賀県							1,297
島根県							261
静岡県							999
鹿児島県						100分の10	436
宮城県						1,332	
新潟県						平成14年度...100分の9 平成15・16年度...100分の10	2,447
北海道						100分の10	229
石川県	0						
茨城県	核燃料等取扱税	1)原子炉への核燃料のそう入 2)使用済燃料の受入れ 3)ガラス	1)原子炉にそう入した核燃料の価額 2)使用済燃料の原子核分裂前のウラン	1)原子炉設置者 2)再処理事業者 3)再処理事業者 4)原子力施設を	申告納付	1)核燃料価額の100分の7 2)24,800円/kg 3)657,000円/本 4)43,700円/m <sup>3</sup>	925

		固化体の保管 <b>4)放射性的廃棄物の発生</b>	の重量 <b>3)ガラス固化体の容器の数量</b> <b>4)放射性的廃棄物の容器の容量</b>	設置した原子力事業者			
--	--	-------------------------------	--	------------	--	--	--

(4) 核燃料税交付金 (新潟県の名称：原子力発電施設立地市町村振興交付金)

全国の核燃料税配分状況

道県名	配分内訳	対象市町村数	交付金・補助金等	配分開始
北海道	毎年度4町村で1億円	立1 周3	特定発電所周辺地域対策事業費補助金	平成7
宮城県	市町村配分なし			
福島県	未定	立4 周6 広1	核燃料税交付金 核燃料税補助金 核燃料税補助金	昭和58
茨城県	県3/4 市町村1/4	立2 周8	原子力周辺環境整備事業補助金	昭和54
静岡県	県84.1%、市町村15.9%	立1 周4	核燃料税交付金 核燃料税補助金	平成6
<b>新潟県</b>	<b>県80%、市町村20%</b>	<b>立2 周1</b>	<b>原子力発電施設立地市町村振興交付金</b>	<b>平成12</b>
石川県	市町村配分なし			
福井県	県60%、市町村30%、広10%	立4 周7 広1	核燃料税交付金 核燃料税補助金	昭和51
島根県	県85%、市町村15%	立1 周2	原子力電源地域振興事業交付金	平成12
愛媛県	市町村配分なし			
佐賀県	市町村配分なし			
鹿児島県	市町村配分なし			

\*立：立地市町村 周：周辺市町村 広：広域市町村

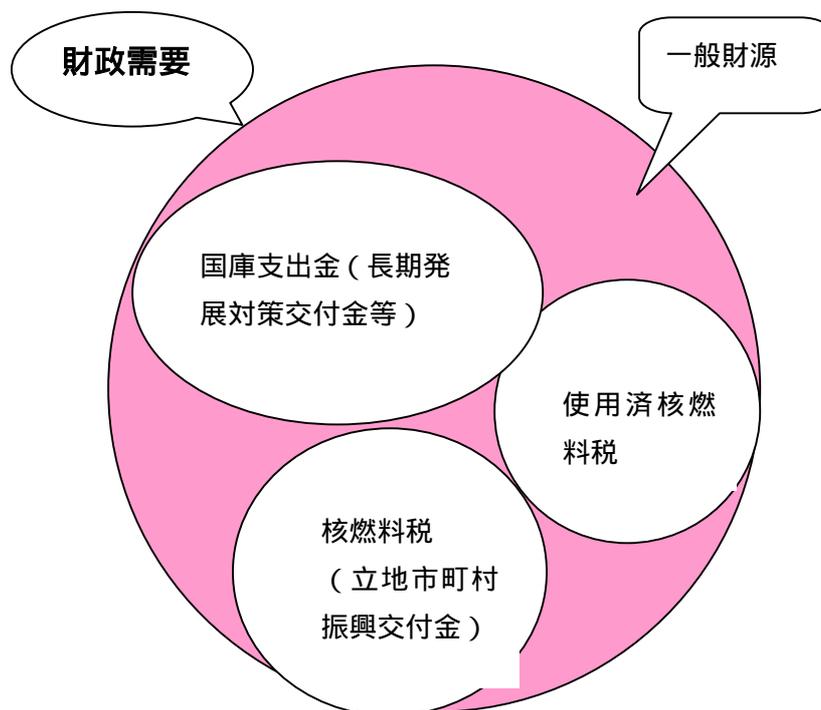
( 5 ) 新潟県の核燃料税と柏崎市への配分状況

新潟県核燃料税施行年月日：昭和 5 9 年 12 月 1 日

単位：千円

年度	核燃料税	配分額
平成 9 年度	3,989,278	
平成 10 年度	2,331,847	
平成 11 年度	2,290,881	
平成 12 年度	2,186,178	192,368
平成 13 年度	2,447,410	259,000
平成 14 年度	1,364,344	204,600

原発立地に起因して発生する財政需要と財源との関係



原 究 財 源 一 覧 表

年 度	地 源 立 地 規 畫 財 政 交 付 金		志 願 安 全 警 戒 地 區 財 政 補 助 金・ 地 域 振 興 財 政 補 助 金		特 別 交 付 金		市 民 税 ( 住 入 分 )		因 定 資 産 税		原 子 力 立 地 財 政 金	繰 入 総 額 仁 占 必 ず 増 加 計
	地 源 立 地 規 畫 財 政 交 付 金 ( 対 策 交 付 金 )	地 源 立 地 規 畫 財 政 交 付 金 ( 対 策 交 付 金 )	志 願 安 全 警 戒 地 區 財 政 補 助 金	地 域 振 興 財 政 補 助 金	特 別 交 付 金	特 別 交 付 金	市 民 税 ( 住 入 分 )	因 定 資 産 税				
53	444,200						24,556	3,097			471,363	4,05
54	451,173						23,349	21,989			543,081	3,03
55	481,143						400	29,236			482,265	5,13
56	773,629	0,000					90,845	26,244			1,097,426	6,42
57	952,110	11,230	3,000				16,220	44,212			1,097,426	6,42
58	494,585	11,230	1,500				92,385	59,116			573,525	3,22
59	1,071,117	11,230	1,500				156,026	87,284			1,229,933	6,09
60	1,355,245	11,230	1,500				203,586	627,411			1,954,230	9,79
61	2,749,106	20,230	1,500				362,246	5,711,972			6,954,310	26,05
62	746,162	29,230	1,500				447,507	5,224,629			7,305,408	26,82
63	1,416,127	20,730	1,500				281,706	4,651,622			5,958,653	22,73
64	548,812	20,730	1,500				271,273	4,416,764			5,677,263	19,63
65	537,268	26,100	1,500				165,486	4,433,857			7,655,642	24,13
66	2,394,481	38,200	1,500				105,621	3,265,253			9,572,633	23,23
67	1,085,490	38,200	1,500	25,014			138,328	7,250,760			8,445,382	23,93
68	1,102,485	38,200	1,500	28,923			239,028	8,891,873			9,234,474	21,43
69	458,614	33,150	6,500	50,760			224,220	10,145,849			12,341,421	31,43
70	8,027,218	33,150	28,500	37,651			451,419	12,705,010			15,337,122	34,52
71	270,003	34,950	46,203	32,892			253,001	11,331,356			11,968,927	29,72
72	40,382	37,623	45,278	4,513			124,403	10,671,142			11,460,289	28,22
73	176,407	33,550	228	4,733			277,185	10,734,066			11,684,672	26,82
74	285,600	28,550	14,079				255,496	9,695,452			9,824,871	25,22
75	386,200	23,600	24,478	4,733			340,201	8,588,942			10,680,499	27,58
76	241,508	23,247		8,698			321,226	7,775,976			8,817,024	25,13
77	52,372	23,500		8,760			237,607	7,089,112			8,938,553	23,38
78	122,981,028						278,831	6,285,254			8,288,071	23,05
79	23,618,082	1,264,925	202,768	234,604			5,417,146	142,753,816			771,982,181,099,240	
計												

※ ( ) 内数字は、所属年度決定額。且3、4事業については、且6に於、054千円を超過。

※且6は当初予算額

※「繰入総額に占める割合」は決算額に対する割合。ただし、且5は当初予算額に対する割合  
※且5からは長期開発財政交付金には、高度立地地区財政交付金を含みます。

## 法定外税制度

### 1 法定外税制度の沿革

法定外税の制度は、戦前からのものであり、当時の財政窮乏を背景に、普通税あるいは目的税として積極的に活用されてきました。明治 13 年の地方税規則改正により、道府県、市町村は、雑種税又は特別税の一種として、法定税目以外のものであっても、内務大臣及び大蔵大臣の許可を得て課税することが認められました。昭和 15 年の地方税法の制定に際し、従来の法定外特別税が整理され、市町村のみが内務大臣及び大蔵大臣の許可を受けて法定外独立税を設けることが認められ、その後、昭和 21 年の改正において、道府県も再び法定外独立税を設けることが認められ、昭和 23 年には、法定外独立税の設定変更の要件が緩和され、許可を要せず、内閣総理大臣に届け出をすれば足りるものとなりました。このため法定外独立税は、道府県税として、温泉税、庭園税等、市町村税は特別事業税、浴槽税、漁戸税等の百数十種に及びました。

このような法定外独立税の状況に対して、シャープ勧告は法定外独立税の必要性と、自治体の主体的な決定を認めつつも、一方で乱用された反省から、法定外独立税の数を制限すべきであると勧告しました。この勧告に基づき、昭和 25 年の地方税制改正では、道府県では 14 税目、市町村では 122 税目の法定外独立税が廃止され、法定外普通税が認められました。

また、市町村の基幹税目として固定資産税と市町村民税が設けられました。昭和 29 年には 3,437 団体で課税された法定外普通税は次第に整理され、昭和 38 年には 181 団体にまで減少しました。この時期、国税のうち交付税特別会計への繰入割合が次第に高まり、地方交付税を通じた財源保障制度が次第に充実していきました。交付税を通じた財源保障制度を前提として、法定外税は、その範囲で保障されない独自の財源を調達するものに限定・整理され、その後新たに創設された法定外普通税は、道県の核燃料税等の核燃料関係税、市町村の砂利採取税、別荘等所有税等、少数となっています。

### 2 法定外税に係る現行制度

地方分権改革の本格化に伴い、法定外税は、税源として自主性・自立性が高いこと、受益と負担の関係を明確にしうること等優れた特性を有することが再認識され、地方分権一括法による地方税法の改正により、平成 12 年 4 月以降、許可制から同意を要する協議制へ移行 税源の所在やその税収を必要とする財政需要の有無を協議対象外とするなど 国の関与を縮減 受益と負担の関係の明確化等に資する法定外目的税の制度を導入するなど、課税自主権の尊重の観点から、法定外税の制度が大幅に拡大されました。

また、平成 13 年 4 月 12 日付けで、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準等及び留意事項について（総務省自治税務局長通知）」が出されています。（資料 12）

当該通知のうち、法定外税の検討に際しての留意事項については、3 つの不同意の要件について、法文の解釈、要件への該当を判断するに当たって考慮されるべき事項が示されるとともに、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であることや法

定外税の創設に当たっての租税原則への配慮や納税者等への説明の必要性等が示されています。

### 法定外税の不同意要件（地方税法第261条、第671条）

国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

及び のほか、国の流通施策に照らして適当でないこと。

のいずれかがあると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。

## 3 法定外税の現状

各地方公共団体においては、厳しい財政事情を背景として、地方分権推進の観点から行われた課税自主権の活用に関する地方税制度の改正に基づき、法定外税の導入に向けた積極的な検討が行われています。しかし、今のところ、新規設定は、三重県の産業廃棄物税、多治見市の一般廃棄物埋立税等の環境関係税や、東京都の宿泊税、山梨県河口湖町、勝山村及び足和田村の遊魚税、岐阜県の乗鞍環境保全税等の観光関係税等にとどまっています。最近議論されている高知県の森林環境税、山梨県のミネラルウォーター税も環境関係税となっています。

なお、既存の法定外税については、核燃料税関連で更新に合わせて税率等の見直しが行われています。

実現された法定外税の例が少ない原因として、主要な税源は国税・地方税の基幹税として既に使用されていること、そのため、国の不同意要件の一つである「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」に該当する場合があること、応益性、伸長性、充分性、安定性、最小徴税费等の地方税の原則を充たす税源が簡単には見つからないこと、新たな税負担増に対する納税義務者の理解と協力が得られない等の理由が挙げられます。

## 4 法定外税協議の状況

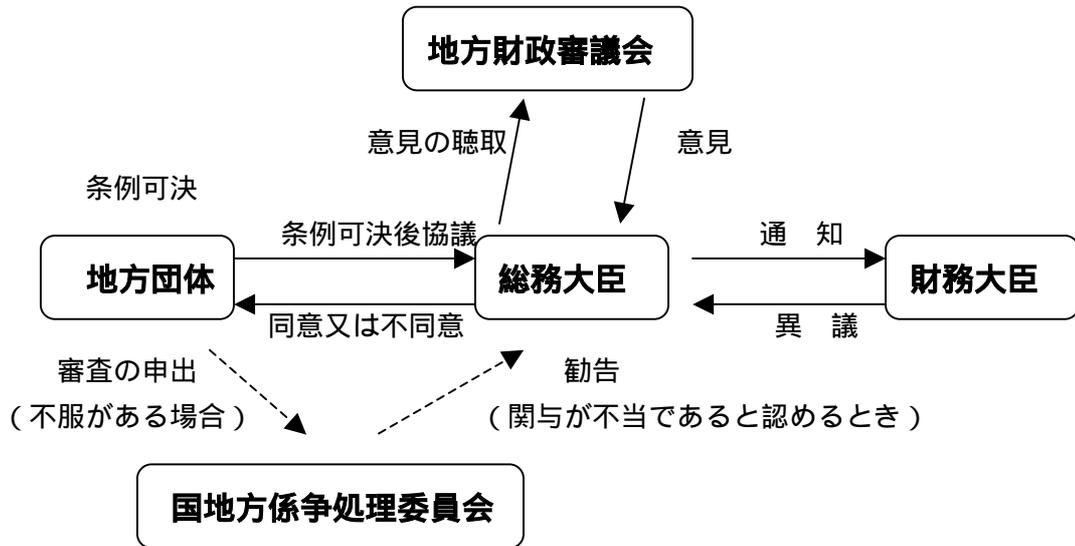
（平成12年4月1日以降の協議の状況）

自治体名	税目	種別	期限	同意・不同意年月日	備考
河口湖町、勝山村、足和田村	遊漁税	目的	特に定めない（5年ごとに必要な検討）	13.3.30	同意
熱海市	別荘等所有税	普通	5年間	13.3.30	同意
横浜市	勝馬投票券発売税	普通	〃	13.3.30	不同意
城陽市	砂利採取税	普通	〃	13.5.30	同意
神奈川県	臨時特例企業税	普通	当分の間	13.6.22	同意

青森県	核燃料物質等取扱税	普通	5年間	13.9.19	同意
福井県	核燃料税	普通	〃	13.9.19	同意
三重県	産業廃棄物税	普通	特に定めない(5年ごとに必要な検討)	13.9.28	同意
新潟県	核燃料税	普通	3年間	14.3.26	同意
多治見市	一般廃棄物埋立税	目的	5年間	14.3.29	同意
東京都	宿泊税	目的	特に定めない(5年ごとに必要な検討)	14.3.29	同意
太宰府市	歴史と文化の環境税	普通	〃	14.7.11	同意
福島県	核燃料税	普通	5年間	14.9.27	同意
石川県	核燃料税	普通	〃	14.9.27	同意
広島県	産業廃棄物埋立税	目的	〃	14.9.27	同意
岡山県	産業廃棄物処理税	目的	特に定めない(5年ごとに必要な検討)	14.9.27	同意
鳥取県	産業廃棄物処理場税	目的	特に定めない(3年ごとに必要な検討)	14.9.27	同意
北九州市	環境未来税	目的	特に定めない(5年ごとに必要な検討)	14.9.27	同意
岐阜県	乗鞍環境保全税	目的	特に定めない(3年ごとに必要な検討)	15.2.19	同意
青森県	産業廃棄物税	目的	特に定めない(5年ごとに必要な検討)	15.5.13	同意
秋田県	産業廃棄物税	目的	特に定めない(5年ごとに必要な検討)	15.5.13	同意
岩手県	産業廃棄物税	目的	特に定めない(5年ごとに必要な検討)	15.5.13	同意
鹿児島県	核燃料税	普通	5年間	15.5.13	同意
宮城県	核燃料税	普通	〃	15.5.13	同意
北海道	核燃料税	普通	〃	15.5.13	同意
滋賀県	産業廃棄物税	目的	特に定めない(5年ごとに必要な検討)	15.7.15	同意
奈良県	産業廃棄物税	目的	特に定めない(5年ごとに必要な検討)	15.7.15	同意
<b>柏崎市</b>	<b>使用済核燃料税</b>	<b>目的</b>	<b>特に定めない(5年ごとに必要な検討)</b>	<b>15.9.18</b>	<b>同意</b>
川内市	使用済核燃料税	普通	5年間	15.9.18	同意

\* 網掛けは更新

## 5 法定外税創設の手続き



### 地方財政審議会とは

地方交付税、地方譲与税、各種交付金、地方公共団体の翌年度の歳入歳出総額の見込額等に関し、法令によりその権限に属させられた事項を審議し、総務大臣に必要な勧告をする総務省の附属機関です。

委員は、地方自治に関し優れた識見を有する者のうちから、衆議院及び参議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する5人の委員をもって構成されます。

委員には、全国の都道府県知事及び都道府県議会の議長の各連合組織が共同推薦した者、全国の市町及び市議会の議長の各連合組織が共同推薦した者、全国の町村長及び町村議会の議長の各連合組織が共同推薦した者各1名を含まなければならないとされています。

横浜市議会は2000年12月、市内にある日本中央競馬会（JRA）の場外馬券場での馬券売上金に課税する勝馬投票券発売税の導入を決めました。しかし、総務省は2001年3月、「国の経済政策に照らして適当でない」として同意しませんでした。横浜市が国地方係争処理委員会に不服審査を申し出た結果、両者が再協議を行っていましたが、横浜市は導入を断念する方針を明らかにし、12月定例会市議会へ廃止条例案を提出する見通しです。

総税企 第 9 5 号  
平成 1 4 年 5 月 7 日

各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長

殿

東京都 総務・主税局長

総務省自治税務局長

法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る  
処理基準及び留意事項等について

このたび、総務大臣が法定外普通税又は法定外目的税（以下「法定外税」という。）の新設又は変更について同意する際の処理基準、標準処理期間及び協議の申出に係る手続、並びに法定外税の検討に際し、留意することが望ましいと考えられる事項について、別添のとおり取りまとめましたので通知します。

各都道府県においては、地方分権推進の環として、課税自主権の尊重、住民の受益と負担の関係の明確化、課税の選択の幅の拡大などの観点から法定外税制度が改正された趣旨を踏まえ、法定外税についての検討に当たっては、本通知の内容を適宜参考とされるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準等及び留意事項について（平成 13 年 4 月 12 日付け総税企第 64 号）」は廃止します。

(別添)

法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等

## 第1．法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

### 1．処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

### 2．基本的事項に係る考慮すべき事項等

(1)から(3)までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

- (1)「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は他の地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度・課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。
- (2)「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。
- (3)「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策(財政施策及び租税施策を含む。)のうち、特に重要な、又は強力で推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らし適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民(納税者)の担税力・住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用

のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないと思われれることをいうものである。

## 第2．法定外税の「変更」

地方税法第259条、第669条及び第731条第2項に規定する法定外税の「変更」とは、税率、課税標準、課税を行う期間（単純延長を含む）、徴収方法等を変更する当該法定外税の実質的な変更をいうものである。

## 第3．標準処理期間

法定外税の新設又は変更に対する同意に係る標準処理期間は、おおむね3月とする。

## 第4．協議の申出に係る手続

都道府県及び市町村が法定外税の新設又は変更に関する協議の申出をしようとするときは、協議書（別記第1号様式）正副2通に、次の書類を各一部ずつ添付の上、総務大臣に提出するものとする。

- (1) 理由書
- (2) 新設法定外普通税（法定外目的税）総括表（別記第2号様式）又は変更法定外普通税（法定外目的税）総括表（別記第3号様式）
- (3) 関係条例の謄本
- (4) 歳入歳出見積計算表（別記第4号様式）
- (5) 税収入見積計算表（別記第5号様式）
- (6) 法定外普通税（法定外目的税）収入見込額調（別記第6号様式）
- (7) その他参考となるべき調書

## 第5．法定外税の検討に際しての留意事項

### 1．地方税法に定める非課税規定（第262条、第672条、第733条の2）について

地方税法においては、法定外税に係る非課税の範囲が以下のとおり定められているので、これらとの関係に十分留意するものとする。

- (1) 当該地方公共団体外に所在する土地、家屋、物件及びこれらから生ずる

## 収入

- (2) 当該地方公共団体外に所在する事務所及び事業所において行われる事業並びにこれらから生ずる収入
- (3) 公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受ける給付で政令で定めるもの（労働基準法又は船員法の規定によって給付を受ける災害補償）

## 2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 法定外税の創設に当たっては、地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものである。
- (2) その他、法定外税の創設に当たっては、地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること及びその税収入を必要とする財政需要があること、課税の公平・中立・簡索性、納税者を含む関係者への十分な説明等の適正な手続、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものである。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当である。

第 1 号様式

法定外普通税（法定外目的税）新設（変更）協議書

地方団体名

税目

上記税目の新設（変更）について，地方税法第 条の規定に基づき，下記関係書類を添付の上協残する。

記

- 1 理由書
- 2 法定外普通税（法定外目的税）総括表
- 3 関係賦課徴収条例の謄本
- 4 当該年度歳入歳出予算現計表
- 5
- 6
- 7

平成 年 月 日

当該地方団体の長



総務大臣

殿

第2号様式

新設法定外普通税（法定外目的税）総括表

課税団体名			
(イ) 税目		(ロ) 徴収方法	
(ハ) 課税客体			
(ニ) 税収の用途			
(ホ) 課税標準			
(ヘ) 納税義務者			
(ト) 税率			
(チ) 収入見込額			
(リ) 非課税事項			
(ヌ) 徴税費用見込額			
(ル) 適用期間			
(ヲ) その他必要事項			

(記載上の注意)

- 1 (ロ)の欄は、普通徴収、特別徴収、証紙徴収等その方法を記載すること。
- 2 (ニ)の欄は、法定外目的税を新設する団体のみ記載すること。この場合、用途の明細及び積算根拠を別紙として添付すること。
- 3 税率、収入見込額及び徴税費用見込額については、その積算根拠を別紙として添付すること。
- 4 記載しきれないものは、別紙としても差し支えないこと。

第3号様式

変更法定外普通税（法定外目的税）総括表

課税団体名			
区分	変更前	変更後	
(イ) 税目			
(ロ) 徴収方法			
(ハ) 課税客体			
(ニ) 税収の用途			
(ホ) 課税標準			
(ヘ) 納税義務者			
(ト) 税率			
(チ) 収入見込額			
(リ) 非課税事項			
(ヌ) 徴税費用見込額			
(ル) 適用期間			
(ヲ) その他必要事項			

（記載上の注意）

- 1 (ロ)の欄は、普通徴収、特別徴収、証紙徴収等その方法を記載すること。
- 2 (ニ)の欄は、法定外目的税を新設する団体のみ記載すること。この場合、用途の明細及び積算根拠を別紙として添付すること。
- 3 変更後の税率、収入見込額及び徴税費用見込額については、その積算根拠を別紙として添付すること。
- 4 記載しきれないものは、別紙としても差し支えないこと。

第4号様式

平成 年度歳入歳出予算現計表（ 年 月 日現在）

歳入

款 項	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		各目明細		
				増	減	節	金額	付記
100 100 歳入合計	100							
	200							
歳入合計								

歳出

款 項	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		各目明細		
				増	減	節	金額	付記
100 100 歳出合計	100							
	200							
歳出合計								

備考 歳入，歳出とも「本年度予算額」の欄には，申出当時における現計予算額を，前年度予算額の欄には前年度最終予算額を記入すること。



第6号様式

法定外普通税（法定外目的税）収入見込額調

税目

年度	課税標準	税率	非課税分	収入見込額	備考

備考 1 備考欄には、課税標準の推計基礎その他に関する参考事項についての詳細を記載すること。

2 変更の場合には、変更前後を区別して記入すること。

3 課税を行う期間中のすべての年度について記載すること。

また、課税を行う期間の定めのないものについては、税の内容等を踏まえ、適当と考えられる年度までの間について記載すること。